

(第二十四部)

第七回
国会

参議院選挙法改正に関する特別委員会会議録第十六号

(四六九)

昭和二十五年四月十四日(金曜日)午前十一時四十五分開会

本日の会議に付した事件

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律案(内閣提出)

○委員(小泉清一君) これより前同に引続きまして選挙法改正特別委員会を開会いたします。

前同、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律案について御審議をお願いして、当時管理委員会の方からの御説明を聞いたのであります。本日はそれに引続きまして、第四條が審議中で開会したのでありますから、第四條から以下の質疑を続行いたします。

○議員(小泉清一君) 四條以下ということになりますと、御説明はここまで……全部終つてしまつてゐるわけですか、條文の終りまで一般御説明になつておりますか。

○委員(小泉清一君) 行なつておりません。

○議員(小泉清一君) 前に私欠席したものでありますから……

○委員(小泉清一君) 四條から以下を、大體説明を先ず聴くことにして頂きたいと思ひます。

○政府委員(石渡謙太郎君) それでは第五條から御説明を申し上げます。第五條は開票所の経費でございます。この経費の内容となつておられますのは、資料として差上げてございます表を御覧頂きますと、その内容が載つておる

のであります。が、そういう基礎によつてこの金額が算定されてゐるものでございまして。

第一項は、投票の当日開票を行う場合でありまして、これは投票所が午後六時に閉鎖いたしましたから、晩に引續き開票を行う場合にそれに要する経費でございます。

それから第二項につきましては、これは投票所と同じように、勤務地手当を支給してゐる地域についての超過勤務手当の加算額を定めてゐるのでござい

ます。第三項につきましては、投票日の翌日に開票を行う場合の経費を掲げておるのでございまして。この投票の当日と翌日に行つた場合に、額の違ひは、当日行ひますのは晩でありまして、全部超過勤務手当を支給する時間になつておる関係で額が多いのであります。が、投票の翌日にやりますのは、時間中に行つたということで、超過勤務手当の額だけが少なくなつておるといふ違ひであります。

それから第四項につきましては、その三項の場合の超過勤務手当の支給額の加算の規定であります。

それから第五項につきましては、これは投票所の第四條の三項、五項の規定を開票所の場合に準用するのでございまして、この投票所の三項、五項は、直前勤務の場合の超過勤務手当でありまして、五項は燃料費の加算の規定であります。これは寒い時期に行つた場合には、暖房用として燃料

費が余計にかかりますものですから、その加算を含めておるのであります。

六項については、都道府県所在地の開票区については、旅費通賃が要らないという規定であります。

第七項につきましては、この開票の結果を市町村から地方事務所、都道府県の選挙管理委員会に報告するのであります。が、その場合の旅費額については、距離によつて違ふものだからそれについての調整をする規定でござい

ます。それから八項につきましては、開票所を市町村の管理しております以外の建物に設けました場合に、借上料を加算するという規定でございまして。

九項につきましては、非常に大きな開票所についての加算率を決めておる規定でございまして。実際にこの適用を受けますのは東京と大阪の開票区くらいなものでございまして。

○委員(小泉清一君) いかげすか、これについて御質問はあります。それともつと説明を……、それでは第四條はこの前のときに大體御質問を願つたので、それで今第五條の説明を願つたのですが、第五條について御質問はありますか……、それでは質疑がないと認めて第六條(御説明に移ります)。

○政府委員(石渡謙太郎君) 第六條は選挙会及び選挙分会の経費でございます。内容につきましてはやはり資料に出しております内容を計算してここに算定したのでございまして。今開票所に

ついて御説明申し上げましたと同じような、やはり勤務地手当、或いは燃料費の加算というようにございまして、二項、三項、四項について規定しております。大體同じ趣旨でその加算をするというところにいたしております。

○委員(小泉清一君) 第六條について御質問はありますか……、御質疑なしと認めまして、それでは第七條の説明をお願いいたします。

○委員(小泉清一君) ちよつと伺いますが、私が先づつて本会議で反対演説をいたしました趣旨、即ち選挙投票所の入口から一町離れた場所にあるボスターを全部制がせということが都道府県の選挙管理委員会に命ぜられておるのであります。その費用は只今の第六條から出るのでしょうか、ちよつと伺つて置きます。

○政府委員(石渡謙太郎君) お答えいたします。只今のは第十三條に事務費というのが規定してございまして、その中に含まれておるわけでございます。ただ公職選挙法の成立いたしました前に、この基準を定めておるものですから、予定はいたしておりませんでしたが、この事務費の中で賄えるというつもりであります。

○大野幸一君 ちよつとこの條文としての質問として適當かどうか知りませんが、選挙に対する費用として、農村と都会とにおいて、農村の選挙には人件費としては余り要らないけれども、都会地では非常に嚴格に請求せられ、又支拂わなければならないというよう

なことで、例えば神戸市においては、郡部と神戸市の市においては大部分において実際に支給する上において、神戸市の方はその負担に堪えられない、こういうふうなことを公聴会において聴きましたのですが、この点についての配分がこの三項に盛られておるのでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(石渡謙太郎君) 只今の御質問でございまして、区、市、町村というふうに三段階に分けましたのは、超過勤務手当の単価が区、市、町村というふうに分れておるものと、それから人夫賃であるとか雇手手当というふうなものにつきまして、やはり同様に区、市、町村を区分して考えたために額が違つておるのでございまして、その区分をいたしました理由といたしましては、現実に大都市におきましては超過勤務手当の基礎となつておるという給料の単価が高くなつておるといふところを考慮して区分をした次第でございまして、人夫賃につきましても同様の實際の問題からいたしまして、そうした区分をいたしました次第でござい

ます。○議員(小泉清一君) そうしますと、そういうような支拂う基準は都会と田舎によつて違ふことはないですね。ただ給料額が多い少ないがあるからというふうな差額が出て来るということであつて、田舎と都会とは賃金が高い、安いがあるから、そこで抑え方が違ふ、こういう意味ではないですね。

○政府委員(石渡謙太郎君) これは

1

1

1

ておる次第であります。

加算する、或いは減額するといふ規定

三分の二ぐらいでいいのではないかと

○松井達夫君 これはまあ公営の場合

の経費の基本額の内容が、公営でなく
て私でそういう施設を借りてやるとい
う場合には、これは今の選挙費用の計
算はやはり何ですか、この額が選挙
費用として計算されることになるの
か……認められることになるので
すか……。

○政府委員(石渡猪太郎君) そうで
ございます。

○大野幸一君 その私営の場合、それ
以下で実際借りられた場合には……。

○政府委員(石渡猪太郎君) 今の私営
とおつしやられましたのは、私の申上
げましたのは国庫負担によらないで候
補者の負担によつて公営を受けるとい
う場合のお尋ねだと思ひまして、その
場合にはこれに準じて費用を納めて頂
いて公営にするということになるの
です。

○委員(小島清一君) これは私から
お尋ねいたします。つまり第三者の個
人が学校を借りて演説をやるという場
合の候補者の費用に關係があるが、そ
の場合にはやはりこれによるといふ場
合はないのですか、実費をやつていい
ものと解しておるのですが……。

○政府委員(石渡猪太郎君) 金が要ら
ないのは……。

○委員(小島清一君) 拂えば拂つた
だけ公営のものに準じて、それだけに
かかつたものと計算すれば非常に負担
が重くなる。つまり選挙費用がそれだ
け膨脹することになる。これは非常に
關係のあることだ、私の解しておる
ところでは実費、実際に拂つた金でい
いということになると思ひますが……。

○政府委員(石渡猪太郎君) それはそ
の通りでございます。これは公営を受
ける場合の基準でございます、二色

になつておりまして、一回だけ国庫が
負担する場合にはこの額で市町村に交
付する。候補者で負担される場合に、
公営をする場合にはこの額を割つて頂
くという場合の二つだけございまし
て、全然公営以外の場合です。これは
委員長のおつしやられる通りです。

○松井達夫君 その点私はさういふお
尋ねをしたつもりだつたのですが、
公営の場合として御答弁があつたので
すが、只今委員長から確かめられたわ
けですが、例えばよく問題になるの
で、マイクならマイクを使う、学校
なら学校を使う。ところがその場合特
殊關係があつて、例えば文部大臣なら
文部大臣が立つて、さういふ特殊な關
係から学校なら学校をすべて無料で私
の目的でない選挙會場場に提供する、
どうもさういふことになると非常に不
公平がある、これは組合の場合なんか
も同じことですが、さういふ不公平が
あつて、そこに時価ですべてさういふ
費用を計算すべきものだといふ説もあ
るのではありませんか。これは訴訟などにな
りまして費用超過の訴訟なんかになつ
てしばしば争われる。現在現実に最高
裁判所の判例ができておるかどうか知
りませんか、さういふ点はどう
ですか。

○政府委員(石渡猪太郎君) これは例
えは無料で使ひまして評価されま
す。選挙運動費用に加算する場合に
評価して計算をしてやります。

○松井達夫君 それで評価して或いは
加算すると言われるが、そこで問題に
なりますのは、それで私のお尋ねしたの
であります、実際無料で使つてお
る、併し選挙費用の利益の評価として
ここに書いてあるように評価するの

というのが私の質問だつたのでありま
すが、只今の御答弁と先程委員長から
聞かれた場合の御答弁と矛盾するよう
に思ふのであります、どうですか、
○政府委員(石渡猪太郎君) ちよつと
私の御説明が足らなかつたかと思ひま
すが、公営の場合については、これは
選挙運動費用には全然加算されません
が、公営でない演説會場の借上げであ
るとか、その他の費用につきましては
これは委員長のおつしやられましたよ
うな実費を選挙運動費用に加算されま
するが、無料で行われたというような
場合につきましては、これはそれに相
当する実費を評価されて加算される、
さういふことになると思ふのでありま
す。

○松井達夫君 その場合に実費とおつ
しやるのは、これはその會場の施設を
するか、その現実に何ですか、支出し
た費用という意味になるのか、或いは
この会場を借上げて普通の賃料などを
評価してさういふものも加算すること
になるのか。

○政府委員(石渡猪太郎君) それも勿
論入ります。

○松井達夫君 勿論入る、さうすると
今の特殊關係を利用して普通の賃料
以下の賃料で借りたという場合には、
通常の賃料に換算して通常の賃料を拂
つたものとして又届出なくもやらん
ことになりませんか。

○政府委員(石渡猪太郎君) さうい
うことになる……。

○委員(小島清一君) 段々時間が進
みましてから今日はこれで散会しよ
うと思ひますが、次回は各位の御都合も
ありましようが、明日土曜日ですから
月曜にしようと思ひます御異議はござ

いませんか、

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○大野幸一君 選挙期日を選挙管理委
員会では日曜日を省くというような話
がありまして、新聞の報道で確かでは
ありませんが、政府じやないでしよ
うが、與党の中の一入か一部か知りま
せんが、日曜日に指定するといふよう
な、まだ議論があつて決まつていない
ようですが、その点については消息は
お分りなんでしょうか。

○政府委員(石渡猪太郎君) これは全
国選挙管理委員会といたしましては、
予算の關係からいたしまして、日曜に
開票が行われますと超過勤務手当等の
増加分として、約三千五百万円ばかり
必要になつて来るのでありまして、で
きることはさういふ経費の増額さ
れるようなことのないように、一応日
曜でない日を選んで頂きたいというこ
とを政府の方にお願ひをしておるの
であります、まだいずれともはつきり
日曜になるか、或いはそれ以外になる
かといふことについて決定はされてお
りません。

○大野幸一君 どうも日曜でやるとい
うのが外國の例にもないやうでありま
すし、それに超過勤務のために費用を
負担するならば、日曜日が棄権率が多
いといふ事実から、棄権防止のため
は相當な費用をかけるにも拘わらず、
政府が日曜にするといふことは、棄
権を又更に誘発するといふことにな
つて矛盾するに思ふので、成るべく
日曜を避けることが妥當と思ひますか
ら、選挙管理委員会にこの旨を私はこ
こで発言して置く次第であります。

○委員(小島清一君) それではこれ
で今日は散会いたします。

午後零時二十一分散会
出席者は左の通り。

委員長 小島 清一君

理事 大野 幸一君

委員 城 義臣君

木内 四郎君

鈴木 直人君

北村 一男君

遠山 丙市君

鬼丸 義賢君

岡本 愛祐君

柏木 庫治君

來馬 琢道君

西郷吉之助君

松井 道夫君

太田 敏見君

政府委員

總理府事務官

石渡猪太郎君

全國選挙管理委員
會事務局管理局長

昭和二十五年四月二十六日印刷

昭和二十五年四月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁